

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 4 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700052号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800001号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における農林漁業団体職員共済組合員資格の喪失年月日を昭和55年3月1日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間の農林漁業団体職員共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年3月1日から同年4月1日まで

A事業所に昭和55年3月31日まで勤務していたが、農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済組合」という。)の組合員資格喪失日は、同年3月1日と記録されているので、調査の上、農林共済組合の組合員資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA事業所に係る農林共済組合員資格について、農林共済組合から提出された組合員資格喪失届の写し(昭和55年4月7日付け)により、A事業所が資格喪失日を昭和55年3月1日として届出を行っていること、及びB事業所から提出された組合員資格異動届等処理済通知書の写し(昭和55年5月1日付け)により、農林共済組合は、資格喪失日を同年3月1日として組合員資格異動処理を行い、A事業所に通知していることが確認できる。

一方、請求者のA事業所に係る健康保険被保険者原票の記録及び雇用保険の被保険者記録並びにB事業所から提出された請求者の退職願の写し等の資料により、請求者が請求期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所は、「請求者の給与から昭和55年3月分の農林共済組合掛金を控除

していたと考えられる。」旨回答している上、請求期間当時におけるA事業所の社会保険事務担当者は、「職員の退職時には、退職日の翌日を農林共済組合員資格の喪失日として届出を行っており、請求者の給与から昭和55年3月分の農林共済組合掛金を当然控除していたと思う。」旨陳述している。

さらに、B事業所から提出された資料により、請求者と同様に昭和55年3月31日に退職が発令され、かつ前述の組合員資格異動届等処理済通知書の写し（昭和55年5月1日付け）により、A事業所に係る農林共済組合員資格喪失日を同年3月1日として組合員資格異動処理を行っていることが確認できる者のうち、同年4月1日に任意継続組合員資格を取得している2名について、B事業所から提出された組合員資格異動届等処理済通知書の写し（昭和55年10月1日付け）により、農林共済組合は、A事業所に係る組合員資格喪失日を同年4月1日として訂正処理を行っていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険被保険者原票における請求者の整理番号の前後40名のうち、昭和53年4月1日から昭和57年4月1日までの期間に被保険者資格を喪失している12名（請求者と同じ昭和55年4月1日に被保険者資格を喪失している者を除く。）について、それぞれの健康保険被保険者期間と農林共済組合員期間は、一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間の農林共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたと認められ、請求期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の農林共済組合の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る農林共済組合掛金を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間について、請求者の組合員資格喪失届を農林共済組合に対し誤って提出し、農林共済組合掛金についても納付していないことを認めていることから、農林共済組合は、請求者に係る当該期間の農林共済組合掛金について納入の告知を行っておらず（農林共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき農林共済組合掛金に充当した場合又は農林共済組合掛金を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る農林共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700058号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800002号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年8月1日から平成8年1月26日まで

私は、A社で代表取締役として勤務していたが、同社が滞納していた社会保険料の整理のため、請求期間の標準報酬月額が遡及して減額されている。代表取締役であったとしても、法人の負債を私個人が標準報酬月額を減額してまで支払う義務はないはずであり、当時の給与明細等も残っているので、正しい記録に見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、平成7年9月7日付けで、平成5年8月から平成6年10月までは53万円から15万円に、同年11月から平成7年7月までは59万円から15万円に遡って減額訂正されていることが確認でき、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成8年1月26日)より後の平成8年3月12日付けで、平成6年2月から平成7年7月までは15万円から9万8,000円に、同年8月から同年12月までは44万円から9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び前述の標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、前述の標準報酬月額の減額訂正が行われた当時、同社には厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、平成7年5月から平成8年2月までの期間において、請求者は同社の事業主として、社会保険事務所(当時)と当該滞納保険料の整理に関する交渉を複数回にわたって行っていたことが確認できるところ、請求者は、同社が社会保険料を滞納していたこと、及び当該滞納保険料の整理のために請求者自身の標準報酬月額を減額することに同意した旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有

効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700059号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800003号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月から平成18年4月まで

A社には平成15年4月頃に同社B店のオープンに合わせて入社し、平成18年4月頃まで約3年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から、平成15年3月1日から平成18年3月31日までの期間において、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、「A社には従業員が300名ぐらい勤務していた。」旨陳述しているが、同社に係るオンライン記録によると、請求期間における各月の厚生年金保険の被保険者数は、17名から109名までであることが確認できることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は、「厚生年金保険には入社してすぐに加入させるのではなく、人によって、数か月から数年後に加入させる取扱いだった。」旨回答している上、請求期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の同被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の約1年後から約7年後になっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間より後の平成25年8月6日に職権により基礎年金番号が付番されると同時に、請求期間より前の平成11年\*月\*日(20歳到達時)に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認で

きる上、A社に係るオンライン記録において、請求者の氏名等は確認できず、請求期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。